

盛岡市の概要

盛岡市は、岩手県の内陸部を南北に縦貫する北上川流域平野部の北部に位置する人口約30万人、面積約886.5km²の中核市です。岩手県の県庁所在地として、主要な官公庁、金融機関、報道機関のほか、美術館、図書館等の教養文化施設、試験研究機関、高等教育機関等の学術研究機能が集積するなど、高次の都市機能を有し、行政、経済、教育、文化等様々な分野において、岩手県の中心的な役割を担っています。

1 人口 (令和5年4月末日現在)

	合計	若年人口	生産年齢人口	高齢人口
盛岡市	281,691人	32,803人	167,354人	81,534人
	100%	11.6%	59.4%	29.0%

岩手県内の人口(1,180,512人)の23.8%が盛岡市に居住しています。

2 労働力 (令和5年4月現在)

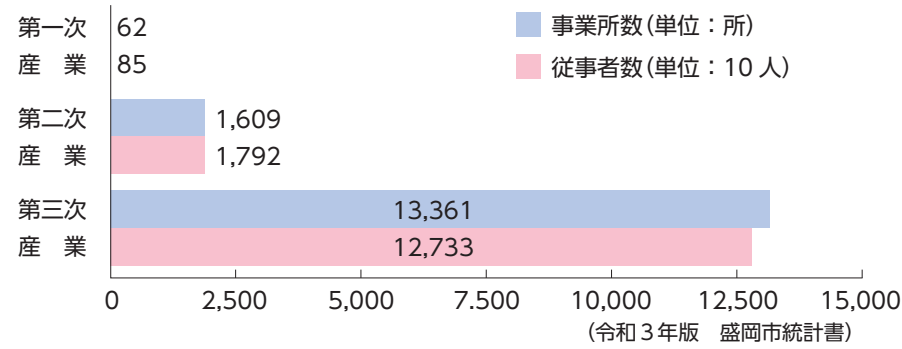
	月間有効求職者数	月間有効求人件数	有効求人倍率
盛岡管内	9,588人	10,251人	1.07倍
岩手県内	21,195人	25,970人	1.23倍

県内求職者の45.2%が盛岡管内に居住し、求人件数は県内の39.5%となっています。

3 盛岡市の産業

盛岡市は、事業所数、従業員数とも第三次産業の占める割合が8割を超えていますが、第二次産業に関しては、建設業のほか、南部鉄器をはじめとする伝統的工芸品、食料品・飲料などの製造業や印刷業などの都市型産業が発達し、市内の工業団地には、金属製品製造業やプラスチック製品製造業など多様な企業が立地しています。また、表面加工、医工連携等の分野で独自の技術を有している企業もあり、本市の第二次産業を牽引しています。

産業別事業所・従事者数



4 産学官連携・起業支援

本市に立地する岩手大学が中心となって組織された「岩手ネットワークシステム (INS)」などにおいて、産学官金の垣根を越えた異業種交流が盛んに行われています。

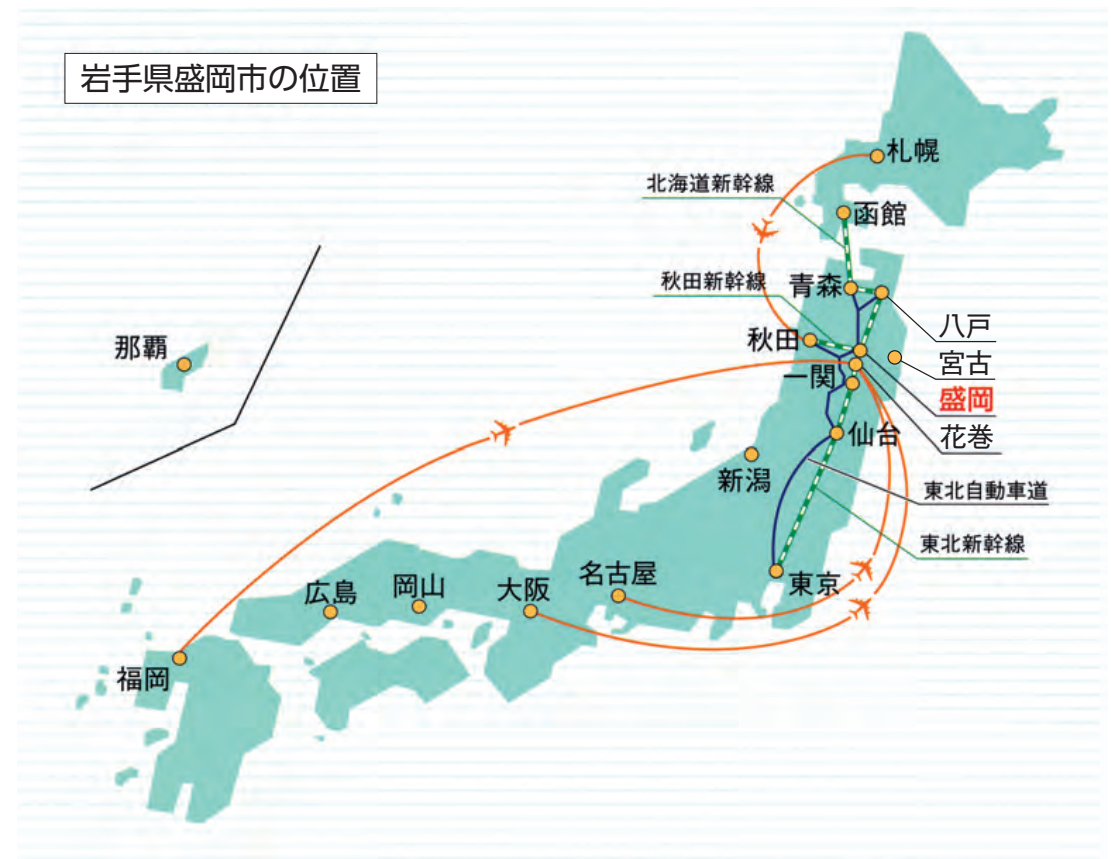
また、盛岡市は、岩手大学構内に岩手大学との共同研究や大学発ベンチャーの支援を行うための貸オフィス、貸実験室を備えた「盛岡市産学官連携研究センター (コラボMIU)」を、岩手県工業技術センター隣接地に新技術、新商品等開発のための貸工場を備えた「盛岡市新事業創出支援センター (M-tec)」を設置し、新技術、新製品開発支援や大学発ベンチャーを含む起業の支援を行っています。

5 多様な人材の輩出

本市及び周辺自治体には、岩手大学、岩手県立大学など5大学、情報、看護、技術等の専門学校が21校開設され、企業の発展を支える多様な人材を輩出していますが、盛岡市内には、工業系の事業所が少なく、技術系、工業系の新規学卒者のうち、半数超は、首都圏をはじめ市外の企業に就職しています。

6 ロケーション

盛岡市は、青森市、秋田市、仙台市のほぼ中心に位置し、東北縦貫自動車道、国道4号、東北新幹線、秋田新幹線、盛岡～秋田間の国道46号、盛岡～宮古間の高規格道路の結節点であり、首都圏、東北、さらには北海道を視野に入れた企業活動にとって絶好のロケーションにあります。



○主要都市と盛岡市の所要時間

都市名	飛行機・新幹線	自動車 (フェリー)
東京	約2時間10分 (盛岡駅⇔東京駅)	東北道など約5時間20分 535km
大阪	約1時間20分 (空路:花巻⇔伊丹) 約5時間 (盛岡駅⇔新大阪駅)	東北道など約12時間 1,028km
名古屋	約1時間10分 (空路:花巻⇔小牧) 約4時間10分 (盛岡駅⇔名古屋駅)	東北道など約10時間20分 829km
福岡	約2時間 (空路:花巻⇔福岡) 約14時間20分 (盛岡駅⇔博多駅)	東北道など約19時間 1,598km
札幌	約1時間 (空路:花巻⇔新千歳) 約6時間 (新幹線 ほか)	東北道など約10時間 620km ※大間、函館間フェリー利用
仙台	約40分 (盛岡駅⇔仙台駅)	東北道 約2時間20分 173km
青森	約1時間 (盛岡駅⇔新青森駅)	東北道 約2時間20分 187km
秋田	約1時間30分 (盛岡駅⇔秋田駅)	国道46号 約2時間30分 130km
宮古	約2時間10分 (JR山田線)	国道106号 宮古盛岡横断道路 約1時間30分 96km
函館	約2時間 (盛岡駅⇔新函館北斗駅)	約4時間 (フェリー:青森⇔函館)

○主な空港までの所要時間 (いずれも盛岡駅発)

空港名	所要時間と交通手段	国際線航路
花巻	約45分 (バス)	台北
仙台国際	約1時間20分 (東北新幹線など)	ソウル、上海、北京、台北
青森	約2時間30分 (東北新幹線など)	ソウル、天津
成田国際	約3時間20分 (東北新幹線など)	各国
羽田国際	約3時間 (東北新幹線など)	各国

盛岡市企業立地ガイド

～盛岡市の新たな産業拠点～ 道明地区新産業等用地



盛岡市

お問い合わせ先

盛岡市への新規立地：立地創業支援室

TEL 019-626-7551 (直通)
e-Mail monozukuri@city.morioka.iwate.jp

新産業等用地：新産業拠点形成推進事務局

TEL 019-613-8341 (直通)
e-Mail sinsangyoukyoten@city.morioka.iwate.jp

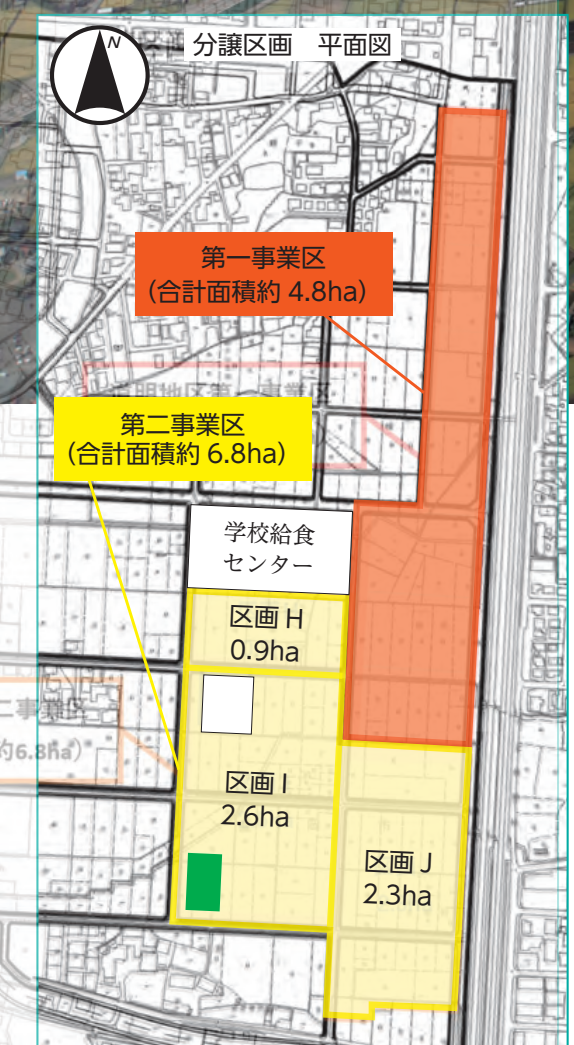
拡充等補助制度：ものづくり推進課

TEL 019-626-7538 (直通)
e-Mail monozukuri@city.morioka.iwate.jp



◆道明地区新産業等用地

道明地区は、既存市街地と一体的に整備された盛岡南新都市に隣接し、新幹線、高速道路ICとのアクセスにも恵まれています。また、道明地区産業等用地周辺は、住宅地の整備が進められ、職住が近接する新しい形の産業等用地です。



撮影：平成 29 年

地区概要

全体面積	約 11.5ha
第一事業区面積 (全区画売却済)	約 4.8ha
第二事業区面積 (公募予定)	約 6.8ha
・区画H	約 0.9ha
・区画I	約 2.6ha
・区画J	約 2.3ha

主要施設等との距離

鉄道	
JR 盛岡駅	約 5km
東北／秋田新幹線・東北本線・IGR	
高速道路	
東北自動車道 盛岡IC	約 9km
盛岡南IC	約 4km
花巻空港	約 30km
岩手県庁・盛岡市役所	約 5km
岩手県工業技術センター	約 2km
岩手大学 (コラボ MIU)	約 7km
岩手県立大学	約 18km
岩手医科大学	約 10km

◆事業所の立地・拡充等に対する主な助成制度◆

盛岡市では、新たに立地する企業や市内企業で工場等を拡充する際に、次の支援を実施しています。詳しい内容は、お問い合わせください。



1 工場等の新設拡充に対する補助金

(1) 企業立地促進事業補助金 (固定資産投資額に対する補助)

- 対象業種
製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、自然科学研究所、環境計量証明業、非破壊検査業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業及びこれらに関連する研究開発等の事業
- 補助の内容
工場等の新設、拡充又は移転をした場合、投下固定資産 1 億円以上で一定の数の新規雇用等を行う場合、固定資産投資額の一定割合を補助

【新設の場合】

事業区分	新規雇用者数等	補助率	限度額
ヘルステック事業	1人以上 又は雇用者数維持かつ生産性向上 10% 以上	20%	3 億円
リーディング産業	製造業：10人以上かつ最終計画 20人以上 製造業以外：5人以上	15%	3 億円
上記以外の事業	製造業：10人以上かつ最終計画 20人以上 製造業以外：5人以上	10%	1.5 億円

【拡充又は移転の場合】

事業区分	新規雇用者数等	補助率	限度額
ヘルステック事業	1人以上 又は雇用者数維持かつ生産性向上 10% 以上	20%	3 億円
リーディング産業	1人以上 又は雇用者数維持かつ生産性向上 10% 以上	10%	1.5 億円
上記以外の事業	製造業：10人以上かつ最終計画 20人以上 製造業以外：5人以上	10%	1.5 億円
	1人以上 又は雇用者数維持かつ生産性向上 10% 以上	5%	1.5 億円

※ヘルステック事業：対象業種のうち、先端的な技術を活用した医療、介護、健康増進等のための機械器具、医薬品、ソフトウェア等の製造又は研究開発を行う事業
 ※リーディング産業：食料品製造業、金属製品製造業、情報サービス業、ソフトウェア業
 ※生産性：物的労働生産性 (生産数量 / 従業員数) 又は価値労働生産性 (生産額 / 従業員数)

(2) 工場等新設拡充促進事業補助金 (固定資産税相当額を助成)

- 対象業種
製造業、情報サービス業、ソフトウェア業、自然科学研究所、道路貨物運送業、卸売業、非破壊検査業、デザイン業、広告業、産業用設備洗浄業、機械設計業及びエンジニアリング業
- 補助の内容
工場等の新設又は拡充に係る固定資産投資額の総額が一定期間内において 2,000 万円以上の場合、当該固定資産に係る固定資産税相当額の一定割合を補助

事業区分	補助率	補助期間
製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所	100%	3 年間※
上記以外の事業	90%	3 年間

※ 3 の特定地域における産業の活性化に関する条例による不動産取得税等の課税免除を受ける場合にあっては、5 年間 (ただし、4 年目及び 5 年目の補助率は、50%)

2 工場等設置奨励条例に基づく雇用奨励金

- 対象業種
製造業、情報サービス業、ソフトウェア業、自然科学研究所、道路貨物運送業、卸売業、非破壊検査業、デザイン業、広告業、産業用設備洗浄業、機械設計業及びエンジニアリング業
- 補助の内容
固定資産及び工場敷地の土地の取得価格の総額が一定期間内において 5,000 万円 (拡充の場合は、2,500 万円) 以上で市内居住の新規雇用者 10 名 (拡充の場合は、5 名) 以上の場合、新規雇用者 1 名あたり 20 万円 (拡充の場合は、10 万円。上限 2,000 万円。)

3 特定区域における産業の活性化に関する条例による課税免除 (実施主体：岩手県)

- 補助の内容
製造業を対象に、生産設備の取得価格の合計額が 5,000 万円以上など一定条件を満たした場合、不動産取得税の課税免除、事業税の 3 年間免除と課税免除後の 2 年間は 1/2 免除